

○函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月11日条例第55号

改正

平成27年12月10日条例第65号

平成28年12月12日条例第59号

令和3年9月13日条例第61号

令和4年12月8日条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用および法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用および特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長（法令の規定により、市長の権限に属する事務の全部または一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ。）が行う別表第1の左欄に掲げる事務および市長または教育委員会（法令の規定により、教育委員会の権限に属する事務の全部または一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 市長は、別表第1の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長または教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の

規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項の規定 公布の日

(2) 第4条第1項(別表第1に係る部分に限る。)、第2項(同項ただし書に係る部分を除く。)および第4項ならびに別表第1の規定 平成28年4月1日

(3) 第4条第2項(同項ただし書に係る部分に限る。)および第3項(同項ただし書に係る部分に限る。)の規定 法附則第1条第5号に定める日

(経過措置)

2 この条例の施行の日から前項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における別表第2の規定の適用については、同表の1の項中「生活保護法」とあるのは「生活保護法(昭和25年法律第144号)」と、同表の2の項中「中国残留邦人等支援給付等」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付または配偶者支援金」と、同表の3の項中「住民票関係情報」とあるのは「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項」とする。

(準備行為)

3 市長および教育委員会は、この条例(附則第1項第2号および第3号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。)の施行の日前においても、この条例の施行のために必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成27年12月10日条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月12日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条および第5条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(令和3年9月13日条例第61号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条および第5条の改正規定は、公布の日から施行する。(令和4年規則第38号で、令和4年6月20日から施行)

附 則(令和4年12月8日条例第41号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第7項までの規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事務	特定個人情報
<p>1 函館市重度心身障害者医療費助成条例（昭和48年函館市条例第12号）による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険被保険者資格情報」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者の資格に関する情報（以下「後期高齢者医療被保険者資格情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施もしくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付もしくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）または地方税法（昭和25年法律第226号）その他の同法第1条第1項第4号に規定する地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>2 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和48年函館市条例第13号）によるひとり親家庭等児童およびひとり親家庭の母または父の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報、国民健康保険被保険者資格情報、後期高齢者医療被保険者資格情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報または地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>3 函館市子ども医療費助成条例（昭和48年函館市条例第44号）による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報、国民健康保険被保険者資格情報、生活保護関係情報または地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

別表第2（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
<p>1 市長</p>	<p>生活保護法による保護の決定お</p>	<p>教育委員会</p>	<p>学校保健安全法（昭和33年法律</p>

	よび実施または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		第56号) による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報または住民票関係情報であって規則で定めるもの